

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第18号

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

看護師養成所授業料等条例施行規則（昭和44年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(授業料等減免対象者の認定の申請をした者に係る入学料の納付)</p> <p>第3条 [略]</p>	<p>(授業料等減免対象者の認定の申請をした者に係る入学料の納付)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>(授業料等の減免)</u></p> <p><u>第3条の2 条例第8条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げる災害とする。</u></p> <p><u>(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波</u></p> <p><u>(2) 平成28年台風第10号</u></p> <p><u>(3) 令和元年台風第19号</u></p> <p><u>2 条例第8条第1項第1号に規定する甚大な被害を受けたと認められる者は、次の各号（前項第2号及び第3号に掲げる災害に係るものにあつては、第2号及び第5号を除く。）のいずれかの被害を受けた者とする。</u></p> <p><u>(1) 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下この項において同じ。）の全壊又は半壊</u></p> <p><u>(2) 住居の全壊又は半壊</u></p> <p><u>(3) 住居の流出</u></p> <p><u>(4) 学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少</u></p> <p><u>(5) 警戒区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し平成23年4月22日において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。）内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域（原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、平成23年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、同日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）内に存する住居からの避難のための立退き</u></p> <p><u>3 条例第8条第1項第2号の規則で定めるものは、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロ</u></p>

(減免の額)

第4条 授業料の減免(条例第7条の規定によるものに限る。以下同じ。)の額は、授業料の月額全部とする。

(減免の申請)

第5条 授業料の減免を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、別に定める様式による授業料減免申請書に災害により被害を受けたことを証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて当該申請者の在学する条例第1条に規定する看護師養成所の長(以下「学院長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。

ナウウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)及びそのまん延防止のための措置の影響とする。

4 条例第8条第1項第2号に規定する修学が困難で特に必要があると認められる者は、入学選考料の減免にあつては減免を受けようとする者及びその生計を維持する者の収入が授業料等減免対象者の認定を受ける者に準ずる程度まで減少した者とし、寄宿舎料の減免にあつては授業料等減免対象者の認定を受けた者とする。

(減免の額)

第4条 授業料、入学選考料、入学料又は寄宿舎料(以下「授業料等」という。)の減免(条例第7条又は第8条第1項の規定に基づくものに限る。以下同じ。)の額は、次の各号に掲げる授業料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 授業料(前条第4項に該当することとなつた者に係るものを除く。) その月額全部

(2) 入学選考料 その全額

(3) 入学料(前条第4項に該当することとなつた者に係るものを除く。) その全額

(4) 寄宿舎料 その月額全部

(減免の申請)

第5条 授業料等の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める様式による授業料減免申請書、入学選考料減免申請書、入学料減免申請書又は寄宿舎料減免申請書(以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事が別に定める期限までに当該申請者の在学する条例第1条に規定する看護師養成所の長(入学選考料の減免の申請にあつては、申請者が入学を志望する看護師養成所の長。以下「学院長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。

(1) 条例第7条の規定に基づく授業料の減免を受けようとする場合 災害により被害を受けたことを証する書類

(2) 条例第8条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の減免を受けようとする場合 第3条の2第2項各号(同条第1項第2号及び第3号に掲げる災害に係るものにあつては、同条第2項第2号及び第5号を除く。)のいずれかの被害を受けたことを証する書類

(3) 条例第8条第1項第2号に掲げる者に該当する者とし

2 [略]

(減免の決定及び通知)

第6条 知事は、前条第1項の授業料減免申請書を受理したときは、その内容を審査し、授業料を減免することを適当と認めるときは減免の額及び期間を決定し別に定める様式による授業料減免決定通知書により、授業料を減免することを不適当と認めるときは別に定める様式による授業料減免不承認通知書により学院長を経由して当該申請者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第7条 授業料を減免されている者(以下「被減免者」という。)は、授業料の減免理由が消滅したときは、速やかに、その旨を学院長を経由して知事に届け出なければならない。

2 学院長は、被減免者の授業料の減免理由が消滅したと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告するものとする。

3 知事は、第1項の届出又は前項の報告に基づき、授業料の

て同項の規定に基づく授業料等(入学選考料又は寄宿舎料に限る。)の減免を受けようとする場合 第3条の2第4項に該当することを証する書類

2 [略]

(減免の決定及び通知)

第6条 知事は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、授業料等を減免することを適当と認めるときは減免を決定し、別に定める様式による授業料減免決定通知書、入学選考料減免決定通知書、入学生減免決定通知書又は寄宿舎料減免決定通知書により、授業料等を減免することを不適当と認めるときは不承認の決定をし、別に定める様式による授業料減免不承認通知書、入学選考料減免不承認通知書、入学生減免不承認通知書又は寄宿舎料減免不承認通知書により学院長を経由して当該申請者に通知するものとする。

(授業料等の減免の申請をした者に係る授業料等の納付)

第6条の2 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の中欄に掲げる授業料等について、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない。

<p>条例第8条第2項の申請をした者で、同項の審査の結果、<u>授業料又は寄宿舎料の減免を受けることができなかったもの</u></p>	<p>条例第8条第2項の規定により納付を猶予された期間に対応する月の月分の<u>授業料又は寄宿舎料</u></p>	<p>前条の規定による<u>不承認の決定の通知</u>を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して15日以内</p>
<p>条例第8条第2項の申請をした者で、同項の審査の結果、<u>入学生料の減免を受けることができなかったもの</u></p>	<p><u>入学生料</u></p>	<p>前条の規定による<u>不承認の決定の通知</u>を受けた日から起算して15日以内</p>

(減免の取消し)

第7条 授業料等を減免されている者(以下「被減免者」という。)は、授業料等の減免理由が消滅したときは、速やかに、その旨を学院長を経由して知事に届け出なければならない。

2 学院長は、被減免者の授業料等の減免理由が消滅したと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告するものとする。

3 知事は、第1項の届出又は前項の報告に基づき、授業料等

減免を取り消すことを適当と認めるときは、別に定める様式による授業料減免取消通知書により学院長を経由して被減免者に通知するものとする。

(授業料減免台帳等)

第8条 知事は、別に定める様式による授業料減免台帳を備え付け、所要事項を記載するものとする。

2 学院長は、別に定める様式による授業料減免台帳副簿を備え付けて整理しなければならない。

附 則

1 [略]

2 条例附則第5項の規定により入学選考料、入学料又は寄宿舎料（以下「入学選考料等」という。）の免除を受けることができる者は、次の各号（平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号に係るものにあつては、第2号及び第5号を除く。）のいずれかの被害を受けた者とする。

(1) 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。

以下この項において同じ。）の全壊又は半壊

(2) 住居の全焼又は半焼

(3) 住居の流失

(4) 学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少

(5) 警戒区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し平成23年4月22日において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。）内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域（原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、平成23年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、同日付で避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）内に存する住居からの避難のための立退き

3 条例附則第6項の規定により入学選考料の免除を受けることができる者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置（次項において「新型コロナウイルス感染症等」という。）の影響

の減免を取り消すことを適当と認めるときは、別に定める様式による授業料減免取消通知書又は寄宿舎料減免取消通知書により学院長を経由して被減免者に通知するものとする。

(授業料減免台帳等)

第8条 知事は、別に定める様式による授業料減免台帳、入学選考料減免台帳、入学料減免台帳及び寄宿舎料減免台帳を備え付け、所要事項を記載するものとする。

2 学院長は、別に定める様式による授業料減免台帳副簿、入学選考料減免台帳副簿、入学料減免台帳副簿及び寄宿舎料減免台帳副簿を備え付けて整理しなければならない。

附 則

[略]

に起因して、入学選考料の免除を受けようとする者及びその生計を維持する者の収入が、授業料等減免対象者の認定を受ける者に準ずる程度に減少した者とする。

4 条例附則第6項の規定により寄宿舎料の免除を受けることができる者は、新型コロナウイルス感染症等の影響に起因して、授業料等減免対象者の認定を受けた者とする。

5 入学選考料等の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による入学選考料免除申請書、入学科免除申請書又は寄宿舎料免除申請書（以下「申請書」という。）に、条例附則第5項の規定による免除にあつては附則第2項各号（平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号に係るものにあつては、第2号及び第5号を除く。）のいずれかの被害を受けたこと、条例附則第6項の規定による免除にあつては前2項に規定する者に該当することを証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事が別に定める期限までに学院長を経由して知事に提出しなければならない。

6 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、入学選考料等を免除することを適当と認めるときは免除の決定をし、別に定める様式による入学選考料免除決定通知書、入学科免除決定通知書又は寄宿舎料免除決定通知書により、入学選考料等を免除することを不適当と認めるときは別に定める様式による入学選考料免除不承認通知書、入学科免除不承認通知書又は寄宿舎料免除不承認通知書により、学院長を経由して申請者に通知するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の看護師養成所授業料等条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第6条の2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に看護師養成所授業料等条例（昭和43年岩手県条例第40号）第8条第2項の申請をした者について適用する。

3 改正後の規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行日以後に提出する申請書、交付する通知書又は備え付ける台帳等について適用し、施行日前にこの規則による改正前の看護師養成所授業料等条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出した申請書、交付した通知書又は備え付けた台帳等については、なお従前の例による。

4 改正前の規則に規定する別に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。